

瑞穂市SDGsパートナー制度登録にあたってのQ&A

(令和6年4月1日現在)

■申請・登録について

Q. 瑞穂市外の企業・団体等でも登録できますか？

A. 本制度は市内企業・団体等に限定しておりません。

市内でSDGsに関する活動を行っている又は行う意欲があれば、瑞穂市外の企業・団体等でも登録は可能です。

Q. 本社が市外にあり、事業所が市内にある場合、申請書にはどちらの住所を記入すればいいですか？

A. 会社全体で取り組みを行っており、会社として登録されるのであれば本社住所を記載してください。事業所として取り組みを行っており、「株式会社〇〇〇瑞穂事業所」として登録されるのであれば事業所の住所を記載してください。

Q. 市内に複数の事業所がありますが、事業所ごと申請する必要がありますか。

A. 事業所ごとの申請でも、複数事業所まとめた申請でも構いません。

Q. 法人格を有しない任意団体や個人でも申請できますか。

A. 法人格の有無は問いませんので、任意団体も申請できますが、個人(個人事業主を除く)では申請はできません。

Q. パートナーのメリットはありますか。

A. パートナーのSDGsの取り組みを市のホームページで紹介します。また、SDGsに関連する市の事業などの情報提供や、アドバイザーからの支援を等を受けることができます。

Q. 申請内容はすべて公表されますか。

A. パートナーの場合は、瑞穂市SDGs宣言書(様式第2号)のみ、アドバイザーの場合は、瑞穂市SDGs宣言書(様式第2号)・瑞穂市SDGs支援メニュー登録申請書(様式第3号)を市のホームページ等で公表します。

Q. 瑞穂市SDGs宣言書は、自社のホームページ等で公開しても良いですか。

A. 同宣言書は、社内に掲示していただくほか、ホームページで公開していただく等、積極的にご活用ください。

Q. 申請から登録までどれくらいかかるのですか。

A. 登録申請書の受付後、2週間程度(目安)で登録が完了します。登録が完了しましたら、登録申請書に記載されている担当者のメールアドレスに登録した旨連絡します。

Q. SDGsの取組み内容について審査はありますか？

A. それぞれの企業・団体等がSDGsの達成につながると思われる取組み・活動内容を「見える化」することが目的であり、記載内容によって登録の可否を判断するものではありません。企業・団体等においてできることを記入し、取組みを始めていただければ結構です。

Q. 登録すれば、SDGs達成に向けた取組みを行っている証明になりますか。

A. 瑞穂市SDGsパートナー制度は、市が企業・団体等の取組みを証明するものではなく、企業・団体等のSDGsに向けた取組みや自己評価を「見える化」する制度です。市が企業・団体等の取組み内容、サービスや商品の品質等を社会的に証明・保証するものではありません。

この登録をきっかけとして、SDGsに関する意識を高めていただき、市全体でSDGsの取組の達成を目指すためのものです。

■アドバイザーについて

Q. アドバイザーの活動内容について教えてください。

A. 「SDGsについて取組みたいが、何から始めていいのかわからない」、「自

社の技術やサービスをSDGsに役立てるための連携先を探したい」、といったパートナーからのご相談に対して支援をお願いする他、本制度の普及啓発促進やセミナーの企画、講師の派遣等、本制度の活性化にご協力いただきたいと考えております。

Q. 支援メニューは無償で提供できることが条件ですか？

A. ビジネスサポート(SDGs 経営推進を目指す企業・団体等への金融支援やサービスの提供等)、人的サポート(イベントスタッフやセミナー講師の派遣等)、貸出サポート(施設や備品等の貸出等)など、有償・無償は問いません。